

## ワシントン条約附属書への掲載提案に対する意見

特定非営利活動法人 野生生物保全論研究会

1.

### 【意見内容】

ワシントン条約附属書Ⅲへ7種の掲載を支持するが、これらについては、第19回締約国会議において附属書Ⅱに格上げし、輸出割り当てをゼロとすべきである。さらに「すでに海外に存在する個体の国際取引が国内の違法捕獲及び我が国からの密輸出を誘発することのないように適切な管理を図る」という観点からは、附属書掲載の生物学的基準を満たし、かつ他国における違法取引の実態が明らかとなったその他の日本固有種についても、次期締約国会議において、附属書Ⅰ掲載を目指すべきである。

### 【理由】

日本固有種を除くトカゲモドキ属 (*Goniurosaurus* spp.) 全種については、ワシントン条約第18回締約国会議において附属書Ⅱに掲載されたが、会議の中で日本政府は附属書Ⅲ掲載を検討している旨の発言をしている。しかし、水際規制において近縁種の区別は困難であることに加えて、将来の種の分類の改定の可能性を踏まえれば、分裂リストのリスクを考慮し、属レベルでの附属書掲載が条約の実効性を確保するためには望ましい。したがって、日本固有種も含めたトカゲモドキ属全種を附属書Ⅱに掲載すべきである。

そもそも、附属書Ⅱ掲載種についても、第三国間の違法取引の防止という点において、附属書Ⅲ掲載がより効果的というわけではない。むしろ、種の取引の国際動向を把握する上では、附属書Ⅱ掲載に統合した上で、日本の国内実施法である種の保存法において、国内希少野生動植物種として指定されていることの対応として輸出割り当てはゼロとすべきである。

イボイモリについてもイボイモリ属 (*Echinotriton*) のうち中国原産のチンハイイボイモリ (*Echinotriton chinhaiensis*) とタカネイボイモリ (*Echinotriton maxiquadratus*) は第 18 回締約国会議において附属書Ⅱに掲載されている。またイボイモリ属と形態が似ているとされるミナミイボイモリ属全種 (*Tylototriton* spp.) コブイモリ属全種 (*Paramesotriton* spp.) も第 18 回締約国会議にて附属書Ⅱに掲載されており、上述の通り、条約執行の確保という点から日本固有種のイボイモリを含めイボイモリ属として附属書Ⅱに掲載すべきである。

2.

#### 【意見内容】

今回提案のあった 7 種の他にも、IUCN レッドリストにリストアップされ、利用・取引として「Pets/display animals, horticulture」の「International」にチェックが入っている日本固有種も、生物学的基準及び取引基準を満たす蓋然性が高いものとして、ワシントン条約附属書掲載を検討すべきである。

#### 【理由】

例として以下の IUCN レッドリスト掲載種で、国際的な取引にチェックが入っている。

ネコギギ (*Tachysurus ichikawai*)

<https://www.iucnredlist.org/species/39293/110460709#threats>

シリケンイモリ (*Cynops ensicauda*)

<https://www.iucnredlist.org/species/59441/11942003>

トウキョウサンショウウオ (*Hynobius tokyoensis*)

<https://www.iucnredlist.org/species/59103/11880869>

アマミイシカワガエル (*Odorrana splendida*)

<https://www.iucnredlist.org/species/54314436/54316058>

イシカワガエル (*Odorrana ishikawae*)

<https://www.iucnredlist.org/species/54308994/115406253>

ミヤコカナヘビ (*Takydromus toyamai*)

<https://www.iucnredlist.org/species/178488/96878070>

<参考>

この意見書は、環境省が発表した、南西諸島に生息する日本固有種のトカゲモドキ属とイボイモリをワシントン条約附属書Ⅲに掲載する提案について、7月31日～8月29日に実施したパブリックコメントに向けて、JWCSが提出したものです。

環境省が発表した「ワシントン条約附属書Ⅲへの掲載表明の内容（案）」の全文は[こちら](#)からご覧いただけます。